

行政処分等の基準

違反事項	違反内容	処 分 用 項	行政処分等			
			規定に違反したとき		営業の再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき	規定に違反する行為が重大な過失に基づき、かつ、営業を再開または継続することが衛生上危険であるとき
			行政処分	行政処分を行わなかった場合の措置		
1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）						
第6条	不衛生な又は有毒有害物質を含有する食品等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	第25に定めるその他必要な措置	営業禁止	営業許可の取消し
第7条 第1項から 第3項	新開発食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第8条 第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第9条 第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満			
第10条	病肉等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満			
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満			
第12条	指定外添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満			
第13条 第2項 第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満			
第16条	有害有毒な器具等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満			
第17条 第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満			
第18条 第2項 第3項	基準又は規格に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満			
第19条 第2項	表示の基準に合わない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上5日未満			
第20条	虚偽又は誇大な表示等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満			
第25条 第1項	製品検査合格表示のない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第26条 第4項	検査命令未対応食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第48条 第1項	食品衛生管理者の設置義務	第60条	営業停止 1日以上5日未満			
第50条 第2項	衛生基準の遵守義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第51条 第2項	公衆衛生上必要な措置の策定及び遵守義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第52条 第1項	器具又は容器包装の衛生管理基準の遵守義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第53条 第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第54条	営業施設の基準適合	第61条	改善命令 営業停止 1日以上10日未満			
第55条 第2項 第1号又は 第3号	営業許可の欠格条項	第60条	営業停止 1日以上10日未満			
第55条 第3項	営業の許可条件	第60条	営業停止 1日以上10日未満			

違反事項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分
			規定に違反したとき
2 食品表示法（平成25年法律第70号）			
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条 第5項	措置命令
		第6条 第8項	回収その他必要な措置命令
			業務停止 1日以上5日未満